

## 議案第108号

港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号）等の一部改正を踏まえ、港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年港区条例第27号）及び港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和2年港区条例第55号）（以下これらを「条例」といいます。）の一部を改正します。

### 1 改正理由

虐待を受けた児童等への対応の強化等を図るため、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を定める児童福祉法等の改正が行われました。

また、保育所等における子どもの健康管理の円滑な実施のため、乳幼児健康診査の内容が保育所等で行う健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、保育所等での健康診断の全部又は一部を省略可能とする省令改正が行われました。

これらの法令改正を踏まえ、条例の一部を改正します。

### 2 改正内容

- (1) 乳幼児が乳幼児健康診査を受けている場合に、施設等で実施される健康診断の全部又は一部を行わないことができることとします。
- (2) 条例で引用している児童福祉法の条項番号を変更します。

### 3 施行期日

公布の日

港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第一条関係）		現 行
改 正 案	(前略)	(前略)
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)
第十三条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第十三条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第十三条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(中略)	(中略)	(中略)
(利用乳幼児及び職員の健康診断)	(利用乳幼児及び職員の健康診断)	(利用乳幼児及び職員の健康診断)
第十八条 (略)	第十八条 (略)	第十八条 (略)
2  家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等に	2  家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等に	2  家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等に

欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

おける乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児 (以下「乳幼児」という。) の利用 開始前の健康診断	3・4 (略)	3・4 (略)	利用乳幼児の利用開始時の 健康診断
乳幼児に対する健康診査			利用乳幼児の利用開始時の 健康診断、定期健康診断又 は臨時の健康診断

（後略）  
付 則  
この条例は、公布の日から施行する。

3・4 (略)	3・4 (略)
---------	---------

港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第二条関係）

改 正 案

現 行

(前略)

(健康管理)

第三十二条 (略)

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第二百四十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないと認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないと認められるときは、同欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

(前略)

(健康管理)

第三十二条 (略)

児童相談所等における障害児の入所

前の健康診断・障害児が通学する学  
校における健康診断

(略)

乳児又は幼児に対する健康診査

障害児の入所時の健康診断、  
定期健康診断又は臨時の健  
康診断

児童相談所等における障害児の入所  
前の健康診断・障害児が通学する学  
校における健康診断

(略)

3 (略)

(中略)

(虐待等の禁止)

第四十一条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、  
法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該障害児の心身  
に有害な影響を与える行為をしてはならない。

2 (略)

(後略)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 (略)

(中略)

(虐待等の禁止)

第四十一条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、  
法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害  
な影響を与える行為をしてはならない。

2 (略)

(後略)